

山梨県公報

第二千七百九十九号

平成三十年

六月十四日

木曜日

目次

告示

- 指定代理納付者の指定……………二七一
- 保安林の指定の予定……………二七一
- 保安林の指定施設業要件の変更予定(二件)……………二七一
- 道路の区域変更……………二七二
- 道路の供用開始……………二七二
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………二七二
- 有害図書類の指定……………二七三
- 寄附金の収納事務の委託……………二七三
- 人事委員会……………二七三
- 平成三十年度山梨県職員採用試験(高校卒業程度)、小中学校事務職員採用試験の実施について……………二七三
- 第九十二回(平成三十年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験の実施について……………二七八
- 身体障害者を対象とした平成三十年度山梨県職員採用選考試験の実施について……………二八五

告示

山梨県告示第七十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成三十年六月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地 コミュニティネットワーク株式会社 東京都文京区本郷三丁目十九番二号Bビル
- 二 指定代理納付者に代理納付させる歳入 寄附金歳入(インターネットを利用して納

付する山梨県富士山保全協力金に係るものに限る。

三 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード

- 1 Mastercard
- 2 VISA
- 3 JCB

四 指定代理納付者に代理納付させる期間 平成三十年六月一日から同年十月十日まで

山梨県告示第七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十年六月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡身延町大崩字奈向四四九・四五三・四六一から四六三まで・四六六・四六八(以上七筆について次の図に示す部分に限る)、四二七から四三三まで、四三五、四三七から四三九まで、四四一、四四二、四四四から四四八まで、四五一、四五八、四五九の一、字大寸場五九二、五九六から五九九まで、六〇二、六一二、六一四、六一五、字林六一六、六一七、六二〇、六二四から六二六まで、六三〇、六三三、六三五から六四二まで、字後山六四三、六四五、六四六、六四九、六五一から六五三まで、字セツカ六八六、六八九、六九〇、六九五から六九八まで、七〇〇、七〇一、椿草里字後山六六四、六六八、六七五、字藁草里六七六、六七八、六八三の一、六八五、六八八の一
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定施設業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

身延町役場に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成三十年六月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲府市（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成三十年六月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲斐市（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年七月五日まで一般の縦覧に供する。
平成三十年六月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百一十一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲州市塩山一ノ瀬高橋六五三番地先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番二地 先まで	八・四 一〇・六	一一・五 一九・六		三七・九

山梨県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年七月五日まで一般の縦覧に供する。
平成三十年六月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日

山梨県告示第七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に

備え置いて縦覧に供する。

平成三十年六月十四日

山梨県知事

後 藤

斎

- 一 指定の年月日 平成三十年六月八日
- 二 指定道路の位置 笛吹市御坂町夏目原字上白金千六百六十九番四
- 三 指定道路の幅員 最大六・一三メートル 最小四・九八メートル
- 四 指定道路の延長 三十二・一九メートル

山梨県告示第百八十号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成三十年六月十四日から施行する。

平成三十年六月十四日

山梨県知事

後 藤

斎

一 指定する図書類（雑誌）の名称及び発行所

名 称	発 行 所
実録！体験談 刑務所の中	コアマガジン
やりたい系ギャルとテンアゲえっち	コアマガジン
本当に優しい奥様の凄まじい絶頂	一水社
清楚な黒髪美少女と朝から晩までエッチなデート	コアマガジン
恋愛白書パステル 6月号	宙出版
Young Love Comic aya 5月号	宙出版
おっパラダイスは診療中	竹書房
裏モノ JAPAN なぜか閉鎖されないヤバすぎ裏サイト50	鉄人社

二 指定する理由 著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

● 寄附金の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第二項の規定により、次のとおり寄附金の収納事務を委託した。

平成三十年六月十四日

山梨県知事

後 藤

斎

- 一 委託の相手方 東京都文京区本郷三丁目十九番二号B Hビル コミュニティネットワーク株式会社
- 二 委託に係る寄附金 山梨県富士山保全協力金
- 三 委託の期間 平成三十年六月一日から同年十月十日まで

人事委員会

● 平成三十年度山梨県職員採用試験（高校卒業程度）、小中学校事務職員採用試験の実施について

平成三十年度山梨県職員採用試験（高校卒業程度）、小中学校事務職員採用試験を次のとおり実施する。

平成三十年六月十四日

山梨県人事委員会

委 員 長

信 田

恵 三

1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
高校卒業程度	行政	2名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	警察行政	1名程度	県警察の各機関に勤務し、警察行政事務に従事する。
	土木	1名程度	主に道路、河川、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	農業土木	1名程度	主に農業農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
小中学校事務職員	学校事務	12名程度	県内の公立小中学校に勤務し、一般事務に従事する。

※ 採用予定人員は、変更になる場合がある。

2 受験資格

(1) 受験できる者

試験区分	試験職種	年齢・資格・免許
高校卒業程度	行政	平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者
	警察行政	
	土木	
	農業土木	
小中学校事務職員	学校事務	平成元年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)

- ・ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間・時間

(1) 試験案内配布開始日

平成30年6月29日(金)

(2) 受付期間

ア 持参及び郵送の場合

- ・ 平成30年8月6日（月）から平成30年8月27日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- ・ 郵送の場合は、平成30年8月27日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ インターネットによる場合

- ・ 平成30年8月6日（月）から平成30年8月20日（月）まで

(3) 受付時間

- ・ 午前8時30分から午後5時15分まで（インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付。ただし、平成30年8月20日（月）は、午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。）

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	平成30年9月23日（日） （受付時間） 午前8時30分から午前9時まで	山梨県立大学 池田キャンパス （甲府市池田一丁目6-1）
第2次試験	平成30年10月14日（日） （適性検査、作文）	山梨学院大学 （甲府市酒折二丁目4-5）
	平成30年10月27日（土）～ 平成30年10月28日（日） のうち指定する1日（個別面接）	山梨県立大学 池田キャンパス （甲府市池田一丁目6-1）

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容
第1次試験	教養試験 【試験時間120分】	土木・農業土木以外 40点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による高等学校卒業程度の筆記試験を行う。 ・出題数は50題とする。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈
		土木・農業土木 20点	
	専門試験 (土木・農業土木のみ) 【試験時間120分】	土木・農業土木のみ 20点	試験職種に応じた専門的知識、能力等について、五肢選択式による高等学校卒業程度の筆記試験を行う。 ・出題数は40題とする。 【出題分野（土木）】 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工 【出題分野（農業土木）】 農業土木設計、水循環、測量、農業土木施工、農業に関する基礎（農業と環境、農業情報処理等）
第2次試験	人物試験	60点	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて、適性検査を行う。 表現力、積極性、創造性等について、個別面接（2回）を行う。
	作文試験 【試験時間60分】	20点	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。
資格調査			受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行う。

- ※ 第1次試験は活字印刷文（活字の大きさは10ポイント）により出題する。ただし、行政については、受験者（視覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。）の事前申出により、別途拡大文字（大きさは12ポイント）で印刷された試験問題を使用することができる。
- ※ 第1次試験合格者は、教養試験の得点（土木・農業土木の場合は、教養試験及び専門試験の合計得点）の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順に決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区 分	試験種目	基 準
第1次試験	教養試験	得点が配点の3割未満の場合
	専門試験(土木・農業土木のみ)	得点が配点の3割未満の場合

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

- ※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験の得点により合格者を決定し、なおも同点の場合は、第1次試験の得点により合格者を決定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

- ア 第1次試験合格者発表 平成30年10月 5日（金）
- イ 最終合格者発表 平成30年11月 5日（月）

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、高校卒業程度及び小中学校事務職員の場合約156,800円である（平成30年4月1日現在）。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

(1) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに作文の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。

(2) 受験の際には、「平成30年度山梨県職員採用試験（高校卒業程度）、公立小中学校事務職員採用試験案内」で詳細について必ず確認すること。

● 第九十二回（平成三十年度）山梨県警察官A及び警察官B採用試験の実施について
第九十二回（平成三十年度）山梨県警察官A及び警察官B採用試験を次のとおり実施
する。

平成三十年六月十四日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	区分	採用予定人員	職務内容	
警察官 A	男性	8名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。 なお、警察官 A（男性/武道指導）及び警察官 A（女性/武道指導）は、上記のほか、警察官に対する柔道又は剣道の技能指導等の業務にも従事する。	
	男性/ 武道指導	柔道又は 剣道		2名程度
	女性	3名程度		
	女性/ 武道指導	柔道又は 剣道		2名程度
警察官 B	男性	12名程度		
	女性	6名程度		

※採用予定人数は変更になる場合がある。

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 年齢、性別、学歴及び勤務開始日

試験職種	区分	年齢及び性別	学歴	勤務開始日	
警察官 A	男性	昭和60年4月2日以後に生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成31年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者	平成31年4月1日	
	男性/ 武道指導	柔道又は 剣道			昭和60年4月2日以後に生まれた男性
	女性	昭和60年4月2日以後に生まれた女性			
	女性/ 武道指導	柔道又は 剣道			昭和60年4月2日以後に生まれた女性
警察官 B	男性	昭和60年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた男性	警察官 A の学歴要件に該当しない者		
	女性	昭和60年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた女性			

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」の例

- ・ 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)、海上保安大学校本科、防衛大学校等を卒業した者又は卒業見込みの者
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(旧独立行政法人大学評価・学位授与機構を含む。)から学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者
- ・ 外国における大学等を卒業(通算修学年数が16年以上となるものに限る。)した者又は卒業見込みの者

イ 警察官 A（男性/武道指導）及び警察官 A（女性/武道指導）を受験する者については、上記アの受験資格のほかに、次のいずれかの要件を必要とする。

- (ア) 柔道については、公益財団法人全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は公益財団法人講道館の柔道三段以上の段位を有する者
- (イ) 剣道については、一般財団法人全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は一般財団法人全日本剣道連盟の剣道三段以上の段位を有する者

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる競技会へ出場するための予選会において、当競技会への出場権を得た者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者（次のいずれかに該当する者）

- ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間等

(1) 試験案内配布開始日 平成30年6月29日（金）

(2) 受付場所、受付期間及び受付時間

区分	受付場所 ・送付先	受付期間	受付時間等
持参	山梨県内 各警察署	平成30年7月23日（月）から 平成30年8月17日（金）まで （土曜日、日曜日を含む。）	午前8時30分から午後5時15分 まで
		平成30年7月23日（月）から 平成30年8月17日（金）まで （土曜日、日曜日を除く。）	
郵送	山梨県 警察本部 警務課	平成30年7月23日（月）から 平成30年8月17日（金）まで	平成30年8月17日（金）まで の消印のあるものに限り受け付ける。
インター ネット		平成30年7月23日（月）から 平成30年8月9日（木）まで	平成30年8月9日（木）の午後5時 15分までに受信したものに限り。 〔期間中常時受付〕

4 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次 試験	平成30年9月16日（日） （警察官A（男性/武道指導）及び警察官A（女性/武道指導） 以外：教養試験・論（作）文試験） （警察官A（男性/武道指導）及び警察官A（女性/武道指導） ：教養試験・実技試験・身体検査（1回目）） （受付時間）午前8時30分から午前8時50分まで （受付場所）16号館入口付近	山梨学院大学 （甲府市酒折二丁目4-5）
第2次 試験	平成30年10月6日（土）（集団面接）	県庁防災新館 （甲府市丸の内一丁目6-1）
	平成30年10月7日（日） （警察官A（男性/武道指導）及び警察官A（女性/武道指導） 以外：適性検査・身体検査（1回目）・体力試験） （警察官A（男性/武道指導）及び警察官A（女性/武道指導） ：適性検査・論文試験）	山梨大学甲府キャンパス （甲府市武田四丁目4-37）
第3次 試験	平成30年11月1日（木）～11月2日（金）のうち指定する 1日（身体検査（2回目））	山梨病院 （甲府市朝日三丁目11-16）
	平成30年11月17日（土）～11月18日（日）のうち指定 する1日（個別面接）	県庁防災新館 （甲府市丸の内一丁目6-1）

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容	
第1次試験	教養試験	40点 (警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導)は20点)	警察官として必要な一般的知識及び知能について、警察官Aについては大学で、警察官Bについては高等学校で履修した程度の筆記試験を行う。五肢選択式により50題出題する。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈 【試験時間】150分(警察官A) 120分(警察官B)	
	資格加点	武道	5点	警察官の職務遂行に有用な資格等の所有者に対し、加点を行う(別掲1)。※男性/武道指導及び女性/武道指導は除く。
		英語	5点	
	警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導)のみ実施			
	実技試験	20点	武道指導に必要な技能を有するか否かについて、実技による試験を行う。 【実技内容】 ・課題技を与える基本的技能 ・試験係員を相手に試合形式で行う実践的技能	
	身体検査(1回目)	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、検査を行う(検査項目別掲2)。	
第2次試験	人物試験	20点	社会性、積極性、表現力等について、集団面接を行う。	
	警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導)は除く。			
	身体検査(1回目)	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、検査を行う(検査項目別掲2)。	
	体力試験	20点	職務遂行上必要な体力について、実地試験を行う。 ○文部科学省スポーツ・青少年局が定める新体力テスト実施要項に基づき実施する。 【試験項目】 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン(往復持久走)、立ち幅とび ○公益財団法人日本スポーツ協会が定める運動適性テスト実施要項に基づき、一定の基準を満たすか否かについて、実施する。 【試験項目】 腕立伏臥腕屈伸	
第3次試験	第1次試験日に実施 〔警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導)の論文試験は、第2次試験日(10月7日)に実施〕			
	論文試験(警察官A)	20点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式による試験を行う。【試験時間】90分	
	作文試験(警察官B)	20点	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。【試験時間】60分	
	第2次試験日に実施〔全試験職種共通〕			
	人物試験	—	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かについて、適性検査を行う。	
	人物試験	50点	社会性、積極性、表現力等について、個別面接を行う。	
身体検査(2回目)	—	胸部疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、医師による検査を行う(検査項目別掲2)。		
資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について、調査を行う。		

- (1) 論文試験及び作文試験は、第1次試験日（警察官A（男性/武道指導）及び警察官A（女性/武道指導）においては、第2次試験日）に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ採点する。
 なお、第1次試験日に論文試験又は作文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。
 また、警察官A（男性/武道指導）及び警察官A（女性/武道指導）においては、第2次試験日に論文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第2次試験は不合格とする。
- (2) 人物試験（適性検査）は、第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ判定する。
- (3) 第1次試験合格者は、教養試験及び資格加点の合計得点の高い順（ただし、警察官A（男性/武道指導）及び警察官A（女性/武道指導）の場合は、教養試験及び実技試験の合計得点の高い順）、第2次試験合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合計得点の高い順に、それぞれ決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区分	試験種目	基準																							
第1次試験	教養試験	<ul style="list-style-type: none"> 得点が配点の3割未満の場合（警察官A（男性/武道指導）及び警察官A（女性/武道指導）以外） 得点が配点の2割以下の場合（警察官A（男性/武道指導）及び警察官A（女性/武道指導）） 																							
第2次試験	体力試験（腕立伏臥腕屈伸を除く。）	①得点が配点の5割未満の場合 ②次の表に掲げる試験項目ごとの基準をいずれか一つでも満たさない場合																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験種目</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>握力</td> <td>37kg以上</td> <td>21kg以上</td> </tr> <tr> <td>上体起こし（30秒間）</td> <td>12回以上</td> <td>5回以上</td> </tr> <tr> <td>長座体前屈</td> <td>27cm以上</td> <td>31cm以上</td> </tr> <tr> <td>反復横とび（20秒間）</td> <td>31回以上</td> <td>27回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン（往復持久走）</td> <td>18回以上</td> <td>10回以上</td> </tr> <tr> <td>立ち幅とび</td> <td>162cm以上</td> <td>113cm以上</td> </tr> </tbody> </table>		試験種目	基準		男性	女性	握力	37kg以上	21kg以上	上体起こし（30秒間）	12回以上	5回以上	長座体前屈	27cm以上	31cm以上	反復横とび（20秒間）	31回以上	27回以上	20mシャトルラン（往復持久走）	18回以上	10回以上	立ち幅とび	162cm以上
試験種目	基準																								
	男性	女性																							
握力	37kg以上	21kg以上																							
上体起こし（30秒間）	12回以上	5回以上																							
長座体前屈	27cm以上	31cm以上																							
反復横とび（20秒間）	31回以上	27回以上																							
20mシャトルラン（往復持久走）	18回以上	10回以上																							
立ち幅とび	162cm以上	113cm以上																							
	体力試験（腕立伏臥腕屈伸）	次の基準を満たさない場合																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験種目</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>腕立伏臥腕屈伸</td> <td>10回以上</td> <td>4回以上</td> </tr> </tbody> </table>		試験種目	基準		男性	女性	腕立伏臥腕屈伸	10回以上	4回以上														
試験種目	基準																								
	男性	女性																							
腕立伏臥腕屈伸	10回以上	4回以上																							

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

- (4) 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、次の順序に従って最終合格者を決定する。
- ア 第3次試験・人物試験（個別面接）の得点の上位者
 - イ 第2次試験・人物試験（集団面接）の得点の上位者
 - ウ 第1次試験の合計得点の上位者

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

第1次試験合格者発表	平成30年 9月28日 (金)
第2次試験合格者発表	平成30年10月19日 (金)
最終合格者発表	平成30年11月30日 (金)

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、大学卒の場合約219,900円、短期大学卒の場合約202,300円、高等学校卒の場合約186,300円（いずれも平成30年4月1日現在）である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

(1) 受験資格のうち、指定日までに学歴要件を満たすことができない者は、採用候補者名簿から削除する。

(2) 教養試験の例題及び正答番号並びに論文試験・作文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。

(3) 詳細は、「平成30年度山梨県警察官採用試験案内 警察官A（第2回）・警察官B」による。

別掲1 資格加点

(1) 加点の対象となる資格等

職種	区分	加点対象資格等
警察官A（男性） 警察官A（女性）	武道	①柔道 2段以上（公益財団法人講道館認定） ②剣道 2段以上（一般財団法人全日本剣道連盟認定）
	英語	①実用英語技能検定 2級以上 ②TOEIC（公開テストに限る） 470点以上 ③TOEFL PBT 460点以上 CBT 140点以上 iBT 48点以上 ④国際連合公用語英語検定 C級以上
警察官B（男性） 警察官B（女性）	武道	①柔道 2段以上（公益財団法人講道館認定） ②剣道 2段以上（一般財団法人全日本剣道連盟認定）
	英語	①実用英語技能検定 準2級以上 ②TOEIC（公開テストに限る） 435点以上 ③TOEFL PBT 447点以上 CBT 130点以上 iBT 44点以上 ④国際連合公用語英語検定 D級以上

(2) 加点の方法

武道及び英語のそれぞれの区分において、加点対象資格等を有している受験者の該当資格等について、それを証明する書類（原本及び写し）により確認のうえ、第1次試験得点に一律に加点する。

なお、加点対象資格等は、申込書提出時までには取得済みのものに限りに、第1次試験日に当該資格等について、原本による確認及び原本の写しを提出できない場合は加点しない。

(3) 資格等の確認書類

区分	加点対象資格等	確認書類（原本及び原本の写し）
武道	柔道	公益財団法人講道館が発行する柔道段位証書等
	剣道	一般財団法人全日本剣道連盟が発行する剣道段位証書等
英語	実用英語技能検定	合格証明書、PROOF OF EIKEN CERTIFICATION 又は Certificate
	TOEIC	Official Score Certificate 又は Official Score Report (団体特別受験制度 (Institutional Program) のスコアは対象外)
	TOEFL	Examinee Score Report 又は Test Taker Score Report
	国際連合公用語英語検定	国際連合公用語英語検定認定証、合格証明書又は合格証

別掲2 身体検査項目及び合格基準

検査項目	合格基準	
	警察官A（男性）、警察官A（男性/武道指導）及び警察官B（男性）	警察官A（女性）、警察官A（女性/武道指導）及び警察官B（女性）
身体検査（1回目） 身長 体重 胸囲 関節及び五指の運動	160 cm以上であること。 47 kg以上であること。 78 cm以上であること。 職務遂行上支障がないこと。	150 cm以上であること。 43 kg以上であること。 職務遂行上支障がないこと。
身体検査（2回目）	視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。
	色覚	職務遂行上支障がないこと。
	聴力	正常であること。
	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。

● 身体障害者を対象とした平成三十年度山梨県職員採用選考試験の実施について
身体障害者を対象とした平成三十年度山梨県職員採用選考試験を次のとおり実施す
る。

平成三十年六月十四日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

この選考試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、障害者の雇用の促進を図ることを目的として行う。

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
行政	1名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。

※ 採用予定人員は変更になる場合がある。

2 受験資格

(1) 受験できる者

自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者で、次のすべての要件を満たす者

ア 身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者

ウ 山梨県内に住所を有する者（通学、就労等のため一時的に県外に居住している者を含む。）

エ 活字印刷文による出題に対応できる者（活字の大きさは12ポイント）又は点字による出題に対応できる者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間・時間

(1) 試験案内配布開始日

平成30年6月29日（金）

(2) 受付期間

ア 持参及び郵送の場合

- 平成30年8月6日（月）から平成30年8月23日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 郵送の場合は、平成30年8月23日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ インターネットによる申込の場合

- 平成30年8月6日（月）から平成30年8月17日（金）まで
- 平成30年8月17日（金）は、午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。

(3) 受付時間

- 午前8時30分から午後5時15分まで（インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付。）

4 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第1次試験	平成30年9月23日（日） （受付時間）午前8時30分～午前9時 ※試験は、午後0時30分ごろ終了予定 点字による試験は、午後2時50分ごろ終了予定	山梨県立大学 池田キャンパス （甲府市池田一丁目6-1）
第2次試験	平成30年10月23日（火）、24日（水） ※両日とも受験する必要があります。	山梨県立あけぼの医療福祉センター （韮崎市旭町上条南割3251-1）

5 試験方法

区 分		配点	内 容
第1次試験	教養試験 (試験時間90分) (点字135分)	60点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による高等学校卒業程度の筆記試験を行う。 出題数は30題とする。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、 数的推理、資料解釈
第2次試験	第1次試験日に実施		
	作文試験 (試験時間60分) (点字90分)	30点	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。
	人物試験	60点	表現力、積極性、創造性、適性等について、個別面接及び適性検査を行う。
	身体検査	職務遂行上必要な健康度を有するかどうかについて、医師による検査を行う。	
資格調査		受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行う。	

- ※ 作文試験は第1次試験日に実施するが、第2次試験として評価するので、第1次試験合格者のみ採点する。なお、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。
- ※ 点字での受験は、教養試験及び作文試験ともに点字による出題、解答となるため、受験者が点字用の器具を持参することとする。
- ※ 点字による受験は、試験時間及び作文試験の文字数を変更して実施する。
- ※ 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い順に、それぞれ決定する。ただし、第1次試験の教養試験の得点が配点の3割未満の場合、不合格となることがある。
なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。
- ※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が高同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験（個別面接）の得点により合格者を決定し、なお同点の場合は、第1次試験・教養試験の得点により合格者を決定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

- | | |
|--------------|---------------|
| ア 第1次試験合格者発表 | 平成30年10月5日(金) |
| イ 最終合格者発表 | 平成30年11月5日(月) |

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

選考試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む、高校卒の場合）は、約156,800円（平成30年4月1日現在）である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴等により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

- (1) 教養試験の例題及び正答番号並びに作文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。
- (2) 受験の際には、「平成30年度身体障害者を対象とした山梨県職員採用選考試験案内」で詳細について必ず確認すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番